様式 AP7-20240410
〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社
〇〇〇長　殿

四国電力送配電株式会社
〇〇〇長
〇　〇　〇　〇

接続検討申込みに対する回答について

貴社による接続検討申込み（〇〇年〇月〇日受付：受付番号〇〇〇〇〇）に対して、接続検討が完了しましたので、別添「接続検討回答書」のとおりご回答いたします。なお、本検討結果に係る貴社の事業性評価や発電事業に必要な土地や発電設備の手配等にあたっては、「注意事項説明書」の記載事項を踏まえたうえで、ご検討下さい。ご不明点やご質問等は、担当者までお問い合わせください。

以上

担当　〇〇
TEL：〇〇－〇〇－〇〇
Email：〇〇@〇〇

秘密情報　目的外使用・第三者への開示を禁止します　四国電力送配電株式会社

別添

接続検討回答書

（高圧版）

様式 AP8-202610

回答日　　年　　月　　日

１．申込者等の概要

申込者	
検討者	

２．接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所（住所）	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

３．接続検討結果

（１）希望受電電力に対する連系可否

(a)連系可否：可・否　　（※但し、「（５）申込者に必要な対策」が必要となります）

・系統混雑時において発電設備等を出力制御していただくことを前提としたノンファーム型接続適用により、系統に連系が可能となります。このため、系統混雑時の無補償での出力制御（オンライン制御）にあたり、貴社負担で必要な出力制御機器（通信装置含む）を導入していただきます。今後、発電設備の申込み状況や系統構成の変化等により混雑状況が変わる可能性がありますが、その場合においても、適切な出力制御対応が必要となります。設備の混雑状況を把握するための潮流実績等の情報については、以下ＵＲＬをご参照ください。

系統空き容量情報等のリンク先：
(https://www.yonden.co.jp/nw/line_access/data.html)

(b)（連系否の場合）否とする理由：

(c)（連系否の場合）代替案または代替案を示せない理由：

(d)（連系否の場合）連系可能な最大受電電力：

（２）系統連系工事の概要（工事費負担金工事以外も含めた全ての工事）

(a)工事概要図（ノンファーム型接続対象設備の制御概要も含む）

(b)連系点・送電線ルートの選定理由：

(c)工事の必要性と設備規模：

秘密情報　目的外使用・第三者への開示を禁止します　四国電力送配電株式会社

（３）概算工事費及び工事費負担金概算

○概算工事費及び工事費負担金の総額（内訳を含む）

概算工事費の総額　　百万円（消費税等相当額　　百万円を含む）

工事費負担金の総額　　百万円（消費税等相当額　　百万円を含む）

設備区分		工事費負担金概算（百万円）（消費税等相当額を除く）	概算工事費（百万円）（消費税等相当額を除く）
内　訳	架空線工事		
	地中線工事		
	バンク逆潮流対策		
	通信設備工事		
	計量設備工事		
	その他		
一般負担の上限額超過分			
総額（消費税等相当額を除く）			

○概算工事費の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替･張替･取替	改造･改修･撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）
架空線	支持物（電柱）	本	本	本	
	高圧線	m	m	m	
	高圧引込線	m	m	m	
	開閉器	台	台	台	
	変圧器	台	台	台	
	電圧調整器	台	台	台	
地中線	管路	m	m	m	
	マンホール	箇所	箇所	箇所	
	高圧ケーブル	m	m	m	
変電設備	バンク逆潮流対策	式	式	式	
	変圧器増強	台	台	台	
通信設備	通信装置	式	式	式	
	光ケーブル	km	km	km	
	メタルケーブル	km	km	km	
計量設備	計量器	台	台	台	
	計器用変成器	台	台	台	
その他	上位系統増強工事				
	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）				

※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示していただく必要があります。

秘密情報　目的外使用・第三者への開示を禁止します　四国電力送配電株式会社

○工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替･張替･取替	改造･改修･撤去	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）	特定負担の設備分類
架空線	支持物（電柱）	本	本	本		
	高圧線	m	m	m		
	高圧引込線	m	m	m		
	開閉器	台	台	台		
	変圧器	台	台	台		
	電圧調整器	台	台	台		
地中線	管路	m	m	m		
	マンホール	箇所	箇所	箇所		
	高圧ケーブル	m	m	m		
変電設備	バンク逆潮流対策	式	式	式		
	変圧器増強	台	台	台		
通信設備	通信装置	式	式	式		
	光ケーブル	km	km	km		
	メタルケーブル	km	km	km		
計量設備	計量器	台	台	台		
	計器用変成器	台	台	台		
その他	上位系統増強工事（具体的に記載）					
	調査測量費・用地取得費・設計費等（一式）					

※ 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示していただく必要があります。

○工事費負担金の対象範囲の設定根拠

（４）所要工期（発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間）

工事費負担金の入金後　　年　ヶ月程度

○概略工程表

（５）申込者に必要な対策

発電者側（受電側）接続検討申込書でご提示いただいた内容に対する適合状況及び必要な対策内容は以下のとおりです。

	項目	適合状況	適合しない場合の追加対策内容	根拠
①	電気方式・受電電圧	適・不適・その他（　　）		
②	発電機定数・諸元	適・不適・その他（　　）		
③	力率	適・不適・その他（　　）		

秘密情報　目的外使用・第三者への開示を禁止します　四国電力送配電株式会社

④	運転可能周波数	適・不適・その他（　　）		
⑤	並列時許容周波数	適・不適・その他（　　）		
⑥	出力低下防止機能	適・不適・その他（　　）		
⑦	周波数リレーの整定値	適・不適・その他（　　）		
⑧	電圧変動対策	適・不適・その他（　　）		
⑨	電力品質対策	適・不適・その他（　　）		
⑩	短絡故障電流対策	適・不適・その他（　　）		
⑪	保護装置	適・不適・その他（　　）		
⑫	中性点接地装置	適・不適・その他（　　）		
⑬	自動負荷制限装置・発電抑制	適・不適・その他（　　）		
⑭	線路無電圧確認装置	適・不適・その他（　　）		
⑮	保安通信用電話設備	適・不適・その他（　　）		
⑯	給電情報伝送装置	適・不適・その他（　　）		
⑰	ＦＲＴ要件	適・不適・その他（　　）		
⑱	発電出力の抑制機能	適・不適・その他（　　）		
⑲	その他			

※根拠欄が示すものは以下の通り

(a) 送配電等業務指針【電力広域的運営推進機関】（●●年●月●●日）

(b) 託送供給等約款【四国電力送配電株式会社】（●●年●月●●日）

(c) 系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】【四国電力送配電株式会社】（●●年●月●●日）

(d) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン【資源エネルギー庁】（●●年●月●●日）

(e) 電気設備の技術基準の解釈【経済産業省商務流通保安グループ電力安全課】（●●年●月●●日）

(f) 系統連系規程※追補版を含む【一般社団法人日本電気協会】（●●年●月●●日）

(g) 系統アクセスルール【四国電力送配電株式会社】（●●年●月●●日）

(h) 設備形成ルール【四国電力送配電株式会社】（●●年●月●●日）

(i) その他（必要により記載）

（６）接続検討の前提条件

(a)検討対象年度：

(b)検討断面：

(c)その他：

（７）運用上の制約

(a) 制約有無：あり・なし

(b) 上記(a)の判断の根拠および条件：

(c) ノンファーム型接続の適用に係る抑制：

（８）その他

秘密情報　目的外使用・第三者への開示を禁止します　四国電力送配電株式会社

４．今後の手続について

（１）契約申込みについて

・系統連系にあたっては、当社（本回答書１．に記載の「検討者」）に対し契約申込みを行っていただいた上で、当社との間で系統連系に関する契約を締結することが必要となります※1。
・契約申込みにあたっては、本回答書３（５）に記載する「申込者に必要な対策」等が具備されている必要があります。また、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）の業務規程第７４条の２（発電設備等に関する契約申込みにおける保証金の算定方法）の規定に基づく保証金を支払う必要があります※2。
・発電設備等（ＦＩＰ電源又はＦＩＴ電源となる予定の発電設備等を除く。）の系統連系にあたり契約申込みの手続きにおいて、連系承諾の通知後（「接続契約のご案内」等の発行）、２か月以内に発電設備等を設置する用地の使用権原を証する書類（土地の登記簿謄本（全部事項証明書）や賃貸借契約書の写し等）の提出が必要となります。なお、期限内に提出がない場合は、広域機関の送配電等業務指針第９７条（連系予約の確定）第２項第４号の規定に基づき、連系予約が取消しになるとともに、同指針第１０５条（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）の規定に基づき、接続契約が解除されますのでご注意ください。ただし、既設設備の変更申込みであって、既に事業を実施している用地において増強・更新・改修が行われる場合又は土地を追加取得した場合であって出力増加等の系統への影響が生じない場合に該当するときは、用地の使用権原を証する書類の提出は不要です。
・契約申込みの受付後に発生する変更にあたっては、広域機関が示す「契約申込み後の軽微な変更の典型例」（2019 年 4 月 1 日発信）に基づき、判定を行い、軽微な変更に該当しない場合は、広域機関の送配電等業務指針第９４条（連系予約の取消し）第４号の規定に基づき、連系予約を取り消した上で再度接続検討が必要となります。
・契約申込み後に、予定した用地の取得が困難になった場合や貴社都合による計画変更等に時間を要する場合でも、契約申込み時にいただいた申込内容をもとに回答（連系承諾を含む）させていただきます。ただし、貴社都合によらず行政手続に時間を要している場合等で、連系承諾に先立ち、時間を要する合理的な理由や不可抗力により時間を要しているという状況の説明がある場合はこの限りではありません。
・契約申込みに対する回答後（連系承諾）に工事費負担金契約の締結や工事費負担金の支払いを行わない場合は、広域機関の送配電等業務指針第９７条（連系予約の確定）第２項第１号及び第２号の規定に基づき、連系予約が取消しになるとともに、同指針第１０５条（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）の規定に基づいて、接続契約が解除されますので、契約申込みにあたってはご注意ください。

・ノンファーム型接続の適用に伴い契約申込み受付時にノンファーム型接続への同意が必要となります。
・広域機関の送配電等業務指針第１０７条（連系された発電設備等の契約内容の変更）の規定により、法令、事業計画の変更等により、連系された発電設備等の最大受電電力を減少した場合又は発電設備等の廃止を決定した場合には、当社に対して、速やかに契約内容の変更又は契約の終了に関する契約申込み手続を行う必要があります。この場合において、広域機関の送配電等業務指針第１２４条（電源廃止等により送電系統への電力の流入量の最大値が１０万キロワット以上減少する場合の取扱い）の規定により、当社は、休廃止等手続により、送電系統への電力の流入量の最

秘密情報　目的外使用・第三者への開示を禁止します　四国電力送配電株式会社

大値が１０万キロワット以上減少することが確実に見込まれるときは、当該手続により増加する連系可能量等を公表します。

※１　次のア～ウいずれかに該当する場合は、契約申込みを受け付けることができません。
ア　系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合
イ　接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合
ウ　接続検討の回答日から１年を経過した場合

※２　広域機関の送配電等業務指針第８８条の２（発電設備等に関する契約申込みの保証金）第３項の規定に基づき、貴社が支払った保証金は貴社が負担する工事費負担金に充当します。また、広域機関の送配電等業務指針第８８条の２第４項各号の規定に該当する場合は、貴社が支払った保証金を返還します。

（２）電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みについて（配電用変圧器等の増強が発生する場合）

・貴社は、電源接続案件一括検討プロセス※3開始の申込み※4を行うことができる系統連系希望者に**（該当いたします・該当いたしません）。**
・当社は、今後の接続検討や契約申込み等の状況や他の系統連系希望者による開始申込みに応じて、電源接続案件一括検討プロセスを開始※6する場合があります。開始となった場合、本接続検討の回答による貴社の契約申込みは受け付けず、電源接続案件一括検討プロセスへの応募※7を通じて系統連系の手続を進めていただくことになります。

＜該当する場合には、下記４項目を追加＞
・なお、本接続検討の回答において示した工事の範囲には、電源接続案件一括検討プロセスを実施する可能性がある系統を含んでいるため、連系等を希望する場合には、貴社は当社に対して電源接続案件一括検討プロセスの開始の申込みを行うことができます。
・貴社も含め、接続検討で回答した工事内容に当該系統を含む系統連系希望者から開始申込みがあった場合には、当社は広域機関の送配電等業務指針に定める要件※6に基づき、電源接続案件一括検討プロセスを開始するか判断いたします。
・開始となった場合、電源接続案件一括検討プロセスへの応募※7を通じて系統連系の手続を進めていただくことになります。
・なお、開始判断の結果、広域機関の送配電等業務指針に定める要件を満たさないと判断した場合には、貴社の契約申込みを受け付けいたします。

※３　電源接続案件一括検討プロセスとは、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む）の工事※5に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続をいいます。

※４　次のア～イいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことはできません。
ア　接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合
イ　接続検討の回答日から１年を経過した場合。

※５　広域機関の「業務規程第８０条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について１．３」に基づき、一括検討プロセス開始申込みの対象となり得る設備は、原則、配電用変圧器及び特別高圧の配電設備となります。なお、効率的な系統整備の観点等から、以下の設備工事は対象外となります。

ア　発電設備等の設置場所から既設送電系統の連系点までの間に新設する設備

イ　配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策に必要な設備

ウ　Ｎ－１故障時に発電抑制を実施できるようにするための設備

※６　広域機関の送配電等業務指針第１２０条の４（電源接続案件一括検討プロセスの開始）第１項の規定に該当する場合は、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始いたします。

※７　電源接続案件一括検討プロセスの応募に関する手続は、「業務規程第８０条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」をご参照ください。

（３）諸元の提出等について

・接続検討申込書に記載のない諸元および接続検討申込時点で記載が困難であった諸元等について、送配電等業務指針第 104 条「連系等の実施」に示すフェーズにおいて、諸元の提出をお願いします。提出困難な諸元がある場合は、協議させていただきます。なお、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供いただくことがあります。

５．添付資料

以 上

秘密情報　目的外使用・第三者への開示を禁止します　四国電力送配電株式会社